

小児慢性特定疾病 の受給者証をお持ちの方やそのご家族
今から受給者証の申請を検討されている方へ

いろいろなこと **相談**してみませんか？

勉強 のこと、**学校** のこと、**就職** に関すること
様々な悩みに **自立支援員** が対応します！

保育園や学校に入りたいけど
誰に相談できるの？

入学などで、学校の勉強に
ついていけない・・・

就職ができるのか不安・・・

病院以外でできる療養を
知りたい

同じ病気で悩む方と
交流したい

相談ではないけれど
話を聴いてほしい



長崎県医療的ケア児支援センター事務局

電話：0957-27-6360

(月～金 9時～16時まで) ※土日祝日・年始年末をのぞく

メール：tsunagu@ikeanagasaki.com

小児慢性特定疾病とは

※1:令和3年11月1日現在

こどもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病をさします。下記の16疾患群788疾病※1が対象です。

【16疾患群】

- ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患

Q&A

Q どんな相談ができるの？（自立支援の役割）

A 「慢性的な病気を抱えているのだけど、これからどうすればいいの・・・」といった不安やこどもの療養や入園・入学・就職、将来の生活などの困りごとのご相談をお受けします。必要に応じて、関係部署や教育機関、医療機関等と連携を取り、サポートを行います。

Q 相談方法は？

A 電話・メール・面談・訪問等での相談が可能です。また、相談の費用については**無料**となっています。



受付時間

月～金 9時～16時まで（土日祝日・年始年末をのぞく）

※FAX・メール・ホームページのご相談は24時間受付、確認後対応

お問合せ先

- 電話：0957-27-6360 FAX：0957-27-6370
- Mail：tsunagu@ikeanagasaki.com
- ホームページ（ご相談フォームにて受付）
- 検索方法：



場 所

長崎県医療的ケア児支援センター事務局（〒859-0164 長崎県諫早市小長井町牧559-15）

地域の相談窓口

県内保健所でも、保健師による電話相談や家庭訪問などを行っています。詳しくは、管轄の保健所までお問い合わせください。
※長崎市、佐世保市にお住まいの方は、各自治体にお問い合わせください。

名称	管轄区域	所在地	電話番号
西彼保健所	西海市、西彼杵郡（長与町、時津町）	〒852-8061 長崎市滑石1-9-5	095-856-5159
県央保健所	諫早市、大村市、東彼杵郡（東彼杵町、川棚町、波佐見町）	〒854-0081 諫早市栄田町26-49	0957-26-3306
県南保健所	島原市、雲仙市、南島原市	〒855-0043 島原市新田町347-9	0957-62-3289
県北保健所	平戸市、松浦市、北松浦郡（佐々町）	〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933
五島保健所	五島市	〒853-0007 五島市福江町7-2	0959-72-3125
上五島保健所	北松浦郡（小値賀町）、南松浦郡（新上五島町）	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121
杵岐保健所	杵岐市	〒811-5133 杵岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-0166
長崎市保健所	長崎市	〒850-8685 長崎市魚の町4-1	095-829-1270
佐世保市保健所	佐世保市	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1	0956-25-9741